

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月28日発行
Vol.350

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

3/11 日 南相馬市HP「フォトレポ」から

東日本大震災から7年

市民文化会館ゆめはっとで、「南相馬市東日本大震災追悼式」が行われました。

遺族をはじめ約600人が参列し、震災などで亡くなられた市民1143人ほかの方々の冥福を祈りました。



© City of Minamisoma

2ページをご覧ください。

●南相馬市HP「フォトレポ」から

・東日本大震災から7年-----1・2

●被災自治体News

| | | |
|------|-------|---|
| 南相馬市 | ----- | 4 |
| 浪江町 | ----- | 5 |
| 双葉町 | ----- | 7 |
| 富岡町 | ----- | 8 |

●NEXCO東日本

・ふるさと帰還通行カードについて
よくあるご質問 ----- 10

●東京電力ホールディングス

・平成30年4月以降における
個人さまの避難・帰宅等にかかる
費用の賠償のお取り扱いについて
----- 12

●交流ルームひばり通信

・3月・4月の「ひばり」 ----- 14



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

3/11 日

東日本大震災から7年

市民文化会館ゆめはっとでは、「南相馬市東日本大震災追悼式」が行われました。遺族をはじめ約600人が参列し、震災などで亡くなられた市民1143人ほかの方々の冥福を祈りました。

市内原町区萱浜に昨年未整備された市防災備蓄倉庫では、殉職した消防団員の顕彰碑が建立され、除幕式が行われました。市消防団の幹部や消防関係ら約200人が参列し、犠牲となった9人を追悼し、記憶の継承を誓いました。

地震が発生した午後2時46分、サイレンが市内に鳴り響きました。原町区北泉の北泉海水浴場では、海を向いて目を閉じ、黙とうを捧げている市民がたくさんいました。追悼式の参列者も会場のテレビ中継に合わせて黙とうしていました。

原町区大木戸の南相馬ジャスマールでは、キャンドルナイトが催されました。会場の特設ステージでは、市内の小・中学生、高校生が歌声や演奏を披露しました。



© City of Minamisoma

3/18 日

南相馬の復興を後押し～八木沢トンネル開通～

南相馬市と飯館村を結ぶ県道原町川俣線の八木沢トンネルが開通しました。

南相馬市原町区と飯館村にまたがる八木沢峠は、急カーブが連続し、冬季は路面凍結によるスリップ事故が多発することなどから、早期のトンネル開通が待たれていました。

開通式で、門馬市長は八木沢トンネル完成が予定よりも早まったことに感謝し、全国植樹祭や相馬野馬追などへの観客増加に期待を寄せていました。

八木沢トンネルは長さが約2.3kmで、開通によって約3分の時間短縮となります。



© City of Minamisoma



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組

※パソコン視聴

番組内容 [3/28～4/4]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 南相馬市東日本大震災追悼式 [30分]
3. ～未来へ～ 3.11ふくしま追悼復興祈念行事“キャンドルナイト” [8分]
4. 東日本大震災 南相馬市殉職消防団員顕彰碑 除幕式 [14分]
5. 希望の灯り ～震災から6年目を迎えて～ [5分]
6. リクエストアワーのお知らせ [1分]



みゆーちゃん



南相馬市からのお知らせ

平成29年度飲料用井戸水の放射能測定及び水質検査（最終報告）

3月20日HP更新

福島第一原子力発電所の事故と長期避難による、井戸水の水質に対する不安を解消することを目的に飲料用井戸水の放射能測定および水質検査を行いました。

検査結果は下表のとおりです。なお、放射性物質が検出された検体はありませんでした。

- 調査期間： 平成29年5月16日～平成30年2月28日
- 検査機関： ㈱江東微生物研究所
- 申込件数： 934件(小高区264件・鹿島区80件・原町区590件)
- キャンセル件数： 6件(小高区1件・鹿島区1件・原町区4件)
- 採水件数： 928件(小高区263件・鹿島区79件・原町区586件)

※ 放射性物質の検出下限値＝1Bq/kg程度

※ 延べ数の考え方＝ひとつの検体から複数項目の基準超過があった場合、その分延べ数も加算される。

■小高区

| 調査地点 | 検体数 | 放射性物質検出 (延べ数) | 水質検査基準超 (延べ数) |
|------|-----|------------------|------------------|
| 中部地区 | 87 | 0 | 57 |
| 西部地区 | 105 | 0 | 70 |
| 東部地区 | 71 | 0 | 36 |
| 計 | 263 | 0 | 163 |

内訳（放射性物質検査）

| 調査地点 | 放射性物質検出(延べ数) | | |
|------|--------------|---------|---------|
| | ヨウ素131 | セシウム134 | セシウム137 |
| 中部地区 | 0 | 0 | 0 |
| 西部地区 | 0 | 0 | 0 |
| 東部地区 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 |

内訳（水質検査）

| 調査地点 | 水質検査基準超(延べ数) | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------|-----|--------|--------|----|--------|----|-------|--------------|-----|---|----|----|----|
| | 一般細菌 | 大腸菌 | 亜硝酸態窒素 | 硝酸態窒素等 | 鉄等 | 塩化物イオン | 硬度 | 蒸発残留物 | TOC (有機物) | pH値 | 味 | 臭気 | 色度 | 濁度 |
| 中部地区 | 22 | 3 | 0 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 1 | 13 | 0 | 4 | 5 | 2 |
| 西部地区 | 38 | 6 | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 7 | 3 |
| 東部地区 | 26 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 計 | 86 | 10 | 0 | 8 | 13 | 0 | 0 | 1 | 2 | 14 | 2 | 7 | 14 | 6 |

■原町区

| 調査地点 | 検体数 | 放射性物質検出 (延べ数) | 水質検査基準超 (延べ数) |
|------|-----|------------------|------------------|
| 原町地区 | 177 | 0 | 46 |
| 大蓬地区 | 21 | 0 | 32 |
| 太田地区 | 38 | 0 | 20 |
| 石神地区 | 295 | 0 | 70 |
| 高平地区 | 55 | 0 | 8 |
| 計 | 586 | 0 | 176 |

内訳（放射性物質検査）

| 調査地点 | 放射性物質検出(延べ数) | | |
|------|--------------|---------|---------|
| | ヨウ素131 | セシウム134 | セシウム137 |
| 原町地区 | 0 | 0 | 0 |
| 大蓬地区 | 0 | 0 | 0 |
| 太田地区 | 0 | 0 | 0 |
| 石神地区 | 0 | 0 | 0 |
| 高平地区 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 |

内訳（水質検査）

| 調査地点 | 水質検査基準超(延べ数) | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------|-----|--------|--------|----|--------|----|-------|--------------|-----|---|----|----|----|
| | 一般細菌 | 大腸菌 | 亜硝酸態窒素 | 硝酸態窒素等 | 鉄等 | 塩化物イオン | 硬度 | 蒸発残留物 | TOC (有機物) | pH値 | 味 | 臭気 | 色度 | 濁度 |
| 原町地区 | 21 | 10 | 2 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 1 |
| 大蓬地区 | 9 | 4 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 4 | 2 |
| 太田地区 | 7 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 3 | 0 |
| 石神地区 | 42 | 23 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 高平地区 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 計 | 83 | 43 | 2 | 5 | 11 | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 | 3 | 7 | 10 | 3 |

■鹿島区

| 調査地点 | 検体数 | 放射性物質検出 (延べ数) | 水質検査基準超 (延べ数) |
|-------|-----|------------------|------------------|
| 鹿島地区 | 5 | 0 | 0 |
| 真野地区 | 24 | 0 | 18 |
| 八沢地区 | 7 | 0 | 4 |
| 上真野地区 | 43 | 0 | 28 |
| 計 | 79 | 0 | 50 |

内訳（放射性物質検査）

| 調査地点 | 放射性物質検出(延べ数) | | |
|-------|--------------|---------|---------|
| | ヨウ素131 | セシウム134 | セシウム137 |
| 鹿島地区 | 0 | 0 | 0 |
| 真野地区 | 0 | 0 | 0 |
| 八沢地区 | 0 | 0 | 0 |
| 上真野地区 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 |

内訳（水質検査）

| 調査地点 | 水質検査基準超(延べ数) | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------------|-----|--------|--------|----|--------|----|-------|--------------|-----|---|----|----|----|
| | 一般細菌 | 大腸菌 | 亜硝酸態窒素 | 硝酸態窒素等 | 鉄等 | 塩化物イオン | 硬度 | 蒸発残留物 | TOC (有機物) | pH値 | 味 | 臭気 | 色度 | 濁度 |
| 鹿島地区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 真野地区 | 6 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 2 |
| 八沢地区 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上真野地区 | 11 | 10 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 |
| 計 | 20 | 13 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 6 | 3 |

■合計

| 調査地点 | 検体数 | 放射性物質検出 (延べ数) | 水質検査基準超 (延べ数) |
|------|-----|------------------|------------------|
| 小高区 | 263 | 0 | 163 |
| 原町区 | 586 | 0 | 176 |
| 鹿島区 | 79 | 0 | 50 |
| 南相馬市 | 928 | 0 | 389 |

内訳（放射性物質検査）

| 調査地点 | 放射性物質検出(延べ数) | | |
|------|--------------|---------|---------|
| | ヨウ素131 | セシウム134 | セシウム137 |
| 小高区 | 0 | 0 | 0 |
| 原町区 | 0 | 0 | 0 |
| 鹿島区 | 0 | 0 | 0 |
| 南相馬市 | 0 | 0 | 0 |

内訳（水質検査）

| 調査地点 | 水質検査基準超(延べ数) | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------|-----|--------|--------|----|--------|----|-------|--------------|-----|---|----|----|----|
| | 一般細菌 | 大腸菌 | 亜硝酸態窒素 | 硝酸態窒素等 | 鉄等 | 塩化物イオン | 硬度 | 蒸発残留物 | TOC (有機物) | pH値 | 味 | 臭気 | 色度 | 濁度 |
| 小高区 | 86 | 10 | 0 | 8 | 13 | 0 | 0 | 1 | 2 | 14 | 2 | 7 | 14 | 6 |
| 原町区 | 83 | 43 | 2 | 5 | 11 | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 | 3 | 7 | 10 | 3 |
| 鹿島区 | 20 | 13 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 6 | 3 |
| 南相馬市 | 189 | 66 | 2 | 14 | 28 | 0 | 0 | 2 | 2 | 22 | 8 | 14 | 30 | 12 |

問い合わせ 生活環境課 TEL 0244-24-5240



浪江町からのお知らせ

浪江町HP「つながろう なみえ」から

町内の住宅整備状況 ～幾世橋住宅団地～

幾世橋住宅団地第2期・63戸が完成しました！

3月20日に完成式があり、入居者代表の方に鍵が引き渡され、この日から入居が始まりました。

この住宅団地には、昨年6月に入居が始まった住宅22戸と合わせて85戸あり、帰町された方が安心して暮らせるよう町が整備した、初めての災害公営住宅です。

『なかよく みんな えがおで』暮らせる町。
これを実現するため、今後も、町は「空き家・空き地バンク」など、住まいの再建支援を行っていきます。



町内に帰還した世帯に補助金を交付します

3月23日HP更新

東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により避難していた浪江町民が、浪江町内の自宅などへ移転・帰還した場合に要した費用について、「浪江町ふるさと住宅移転補助金交付要綱」に基づき補助金を交付します。

対象世帯

次の全ての要件を満たす世帯

1. 現在、浪江町民であり、かつ、平成23年3月11日時点で浪江町に住民票を有していた人で構成された世帯
2. 浪江町内の自宅などへ移転済みで、避難住民届で町内への移転を届出済みの世帯
3. 町外の応急仮設住宅・借上げ住宅ほかを退去した世帯
4. 平成31年3月31日までに移転が完了した世帯

事業の実施期間

4月1日～平成31年3月31日

補助額

- 【県外からの移転】 ○複数人世帯 15万円 ○単身世帯 10万円
【県内からの移転】 ○複数人世帯 10万円 ○単身世帯 8万円

申請方法

必要書類を申請受付窓口に提出してください。

※ 申請用紙は、窓口・郵送・ダウンロードにて入手してください。

【必要書類】

1. 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(第1号様式)
2. 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
(名義人氏名のカナ表記・金融機関名・口座番号が分かる部分の写し)

【申請受付窓口】

- 二本松事務所 生活支援課 住宅支援係
- 本庁 住宅水道課 住宅係
- 各出張所(福島・いわき・南相馬)

申請期限

移転完了日から6カ月を経過した日の属する月の末日(消印有効)

次ページへ続きます 

●申請期限早見表

| 移転が完了した月 | 申請期限 |
|----------|----------|
| 平成29年10月 | 平成30年4月末 |
| 11月 | 5月末 |
| 12月 | 6月末 |
| 平成30年1月 | 7月末 |
| 2月 | 8月末 |
| 3月 | 9月末 |

| 移転が完了した月 | 申請期限 |
|----------|-----------|
| 平成30年4月 | 平成30年10月末 |
| 5月 | 11月末 |
| 6月 | 12月末 |
| 7月 | 平成31年1月末 |
| 8月 | 2月末 |
| ※ 9月以降 | 3月末 |

※単年度事業のため、平成30年9月以降に移転が完了した場合の申請期限は平成31年3月末日となります。

【問い合わせ先】

浪江町役場二本松事務所 生活支援課 住宅支援係
〒964-0984 二本松市北トロミ573番地

TEL 0243-62-0194

(午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日を除く)



双葉町からのお知らせ

国民健康保険被保険者証の発送について

3月22日HP更新

3月20日に、双葉町国民健康保険に加入している方に平成30年度の保険証を簡易書留郵便で発送しました。

配達時に不在の場合は、郵便局に1週間程度保管されますので、郵便局へ再配達を依頼し、お受け取りください。

※ 国民健康保険の保険証が届いた方で、社会保険などに加入した場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要ですので、ご連絡ください。

※ 後期高齢者医療保険に加入の方は、保険証の有効期限は毎年7月末ですので、今回の送付はありません。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205



富岡町からのお知らせ

国が実施しない時期における

帰還困難区域への立入り(通過を含む) について

3月16日HP更新

3月23日(金)～4月12日(木)は、国コールセンター受け付けによる一時立入りを原則として実施しません。事情によりやむを得ず「帰還困難区域」への一時立入り(通過を含む)を行う場合には、住民課避難生活支援係まで個別にご相談ください。

相談する際の注意点

- ① 申請内容の確認、通行証の発行および郵送期間などを考慮し、**立入り予定日の7日前**までに申請してください。
- ② **閉庁日(土・日曜日)には、申請の受け付け、申請内容変更(立入り車両、立入り者など)の受け付けおよび通行証の交付を行うことができません。**
- ③ 自宅が町内の「避難指示解除区域」であるが、町内の「帰還困難区域」にある実家など(墓所を含む)へ立入りを行う場合には相談してください。
- ④ 自然災害の発生や気候状況の急激な悪化が見込まれる場合、安全面を考慮して立入りゲートを閉鎖し、立入りを制限することがあります。

他町への相談

- ① 自宅が町内の「避難指示解除区域」にあり、他町の「帰還困難区域」にある実家などへ立入りを行う場合は、立入り先の自治体へ相談してください。
- ② 他町の「避難指示解除準備区域」または「居住制限区域」に立入りをする場合についても、立入り先の自治体へ相談してください。

| 自治体名 | 担当部署 | 電話番号 |
|------|-------|--------------|
| 大熊町 | 環境対策課 | 0246-36-5671 |
| 双葉町 | 住民生活課 | 0246-84-5206 |
| 浪江町 | 総務課 | 0240-34-0222 |

問い合わせ

住民課 避難生活支援係

TEL 0240-22-2111

富岡町公式Facebookから

たくさんの思い出を胸に新たなステージへ

町立富岡幼稚園修了証書授与式が3月19日(月)に行われ、2人が卒園しました。

卒園生は渡邊かほる園長から修了証書を受け取り、「1年生になったら平仮名と片仮名をしっかりと覚えてお勉強を頑張りたいです」と小学校生活での目標を発表しました。

渡邊園長は「富岡幼稚園で学んだことを胸に自信を持って小学校へ進んでください。ずっと応援しています」とはなむけの言葉を贈りました。

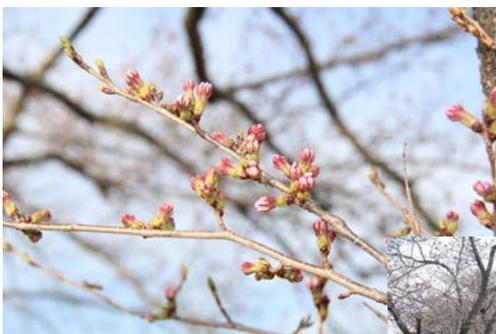
式では2年間の幼稚園生活をまとめたスライドが上映され、保護者らは子どもたちの成長に目を細めていました。



夜の森の桜のトンネル

3月27日時点の桜は、つぼみが膨らみピンク色が濃くなってきています。昨年の開花は4月6日でしたが、今年は1週間ほど早まりそうです。

4月6日から15日までライトアップが、14日には桜まつりが行われます。





ふるさと帰還通行カードについて よくあるご質問

Q1. ふるさと帰還通行カードによる無料措置の対象者は？

基本的には、従来の原発避難の無料措置と対象者は変わりありません。被災時に原発事故の警戒区域等および特定避難勧奨地点に居住されていた方を対象としています。

Q2. 車種（軽自動車、普通車、中型車、大型車、特大車）の限定はあるのでしょうか？

従来の無料措置と同様、車種の限定はありません。

Q3. カードの利用方法は？

入口で通行券をお取りいただき、出口ICでは一般レーンまたは混在レーンで料金所係員に通行券とカードをお渡しください。なお、出口料金所が無人の料金自動精算機であった場合は、係員呼び出しボタン（またはレバー）を使用し、係員を呼び出しその指示に従ってください。なお、混在レーンをご利用いただく際は、ETCカードは抜いてご通行ください。

Q4. 利用証明書は発行されますか？

今回の措置は、料金を徴収しない車両としての取り扱いになりますので、領収書は発行いたしません。ただし、利用証明として希望される方には、料金所事務室などで手書きの利用証明書の発行を行います。なお、事後に利用証明書を発行することはできませんので、必ず出口料金所で速やかにご希望ください。

Q5. ETC走行はできますか？

ふるさと帰還通行カードは、ETCではご利用いただけません。また、ETC車載器にふるさと帰還通行カードを挿入しても、カードが読み取れずエラーとなります。本無料措置は、措置が適用される車両にカード利用者本人が運転または同乗している必要があります。ETCではそれを確認できないため、一般レーンまたは混在レーン（料金自動精算機も含む）のご利用をお願いしています。

Q6. スマートICを利用できますか？

スマートICはETC専用ですので、無料措置の対象外となります。

Q7. カードを忘れた（呈示しなかった）場合は、後から呈示することで返金となるか？

通行料金お支払い後の払い戻しには、応じかねます。無料措置の適用を受ける場合は料金所において必ずふるさと帰還通行カードをご提示ください。

Q8. カード利用申込書の入手方法は？

カード利用申込書は、対象者に対して、各自治体から発送されるほか、福島県内の料金所、自治体窓口でも入手ができます。また、当社HPから申込書のダウンロードも可能です。また、NEXCO東日本お客さまセンターにご連絡いただき依頼いただければ個別に郵送することも可能です。

次ページへ続きます 

Q9. カード申し込み時に必要な本人確認書類とは？

以下 (1) または (2) または (3) いずれかの書面をご用意ください。

- (1) 顔写真つきの書類を1点以上
マイナンバーカード、運転免許証、写真つきの住民基本台帳カード、パスポート、障がい者手帳、国または地方公共団体が発行した顔写真つきの身分証明書 など
- (2) 以下1.を2点
1.顔写真の無い住民基本台帳カード、健康保険証や年金手帳等国または地方公共団体が発行したもの
- (3) 上記1.と以下2.を1点ずつ
2.学生証、法人が発行した身分証明書のうち写真付きのもの、1.に掲げる書類を除く国または地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの

Q10. Q9で記載以外の証明書類は認められないのでしょうか？

本人確認書類につきましては、申請先の自治体窓口の判断となりますので提示する証明書の可否については、申請される自治体の窓口にお問い合わせください。

Q11. ふるさと帰還通行カードはいつから利用可能ですか？

ふるさと帰還通行カードはすでに利用可能ですので、お手元に届き次第ご利用いただけます。

Q12. 従来の各種証明書の提示する方法での無料措置の取り扱いはどうなりますか？

6月30日までは従来の各種証明書を提示する方法・ふるさと帰還通行カードを提示する方法、いずれの方法でも無料措置が適用されます。ただし、7月1日以降は無料措置適用にはふるさと帰還通行カードが必須となり、従来の各種証明書を提示する方法での無料措置は適用はされませんのでご注意ください。

Q13. 申し込みからカードの発行までどのくらい時間がかかるのでしょうか？

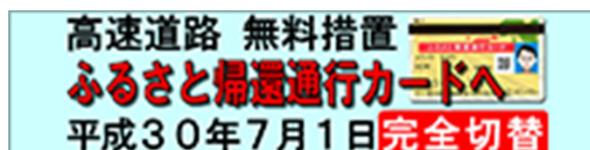
発行までおおむね1カ月程度お時間を頂戴しています。ただし、この時の申し込み件数によって、2カ月以上お時間を要する場合がございますので、早めに申請いただきますようよろしくお願いいたします。

Q14. 申し込んだのにカードが手元に届かないのですが。

発行状況をお調べしますので、NEXCO東日本お客さまセンターにお問い合わせください。
(0570-024-024 または 03-5338-7524)

Q15. 7月1日以降、カードが（申請したのに手元に届いていない・紛失・盗難等により）手元にない場合、無料措置の適用できないのでしょうか？

国土交通省の告示により、7月1日以降無料措置適用はカードの提示が要件となっており、お手元にカードない場合、無料措置の適用はいたしかねます。ご了承ください。



問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024 (ナビダイヤル) (24時間)

TEL 03-5338-7524 (PHS、IP電話のお客さま)

平成30年4月以降における 個人さまの避難・帰宅等にかかる費用の 賠償のお取り扱いについて

3月26日

先般来ご案内のとおり、個人さまの避難・帰宅等にかかる費用の賠償につきましては、原則として平成30年3月までを賠償対象期間とさせていただいておりますが、一時立入、検査受診等にもなう移動費用につきましては、平成30年4月以降もお支払いの対象といたしますので、以下のとおりお知らせいたします。

また、住居確保にかかる費用につきまして、平成30年4月以降もご請求いただけますので、あわせてお知らせいたします。

1. 平成30年4月以降も賠償を継続する項目について

(1) ご請求いただける方

弊社事故発生時点における生活の本拠が、帰還困難区域、居住制限区域または避難指示解除準備区域にあった方

(2) ご請求いただける費用

①一時立入にもなう移動費用

自治体が主催する一時立入に参加、または自ら一時立入を行うためにご負担された移動費用
※弊社事故発生時点における生活の本拠が、現時点で避難指示が継続している区域にあった方が対象となります。

②検査受診にもなう移動費用

福島県による「県民健康調査」にて健康診断や放射線検査を受診された際にご負担された移動費用

③その他の移動費用(例:同一世帯内での移動費用)

やむを得ない理由により、①、②以外にも移動費用のご負担を余儀なくされた場合には、ご事情をお伺いさせていただきます。

(3) ご提出いただく証明書類

ご請求にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出が必要となります。ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について弊社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

次ページへ続きます 

(4) ご請求方法

ご請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、下記「賠償に関するお問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。ご請求対象期間は原則3カ月単位とし、実際にご負担された費用について必要かつ合理的な範囲でお支払いさせていただきます。なお、平成30年4～6月分のご請求の受付につきましては、本年7月より開始いたします。

(5) その他

やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、下記「賠償に関するお問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

2. 住居確保にかかる費用の賠償について

弊社事故発生時点において、避難指示区域内にある持ち家または借家にお住まいであった方につきましては、住居確保にかかる費用を賠償させていただいております。

住居確保にかかる費用の賠償につきまして、ご請求がお済みでない方におかれましては、ご請求方法等をご案内させていただきますので、下記「賠償に関するお問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以上、ご不明な点等がございましたら、弊社社員がしっかりとご説明させていただきますので、下記「賠償に関するお問い合わせ先」までご連絡いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

 0120-926-404 午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))
午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

原子力損害賠償に関するお問い合わせや、請求書類のご請求につきましては、下記連絡先までご連絡くださいますよう、お願いいたします。

なお、耳の不自由な方につきましては、ご家族やご支援者の方を通じてお電話いただくか、もしくは、専用ファックス（0120-722-251）まで、ご連絡くださいますようお願いいたします。

原子力損害賠償全般に関して

0120-926-404

受付時間 9:00～19:00(月～金(除く休祝日))
9:00～17:00(土・日・休祝日)

土地・建物・家財に関して

0120-926-596

受付時間 9:00～19:00(月～金(除く休祝日))
9:00～17:00(土・日・休祝日)

耳が不自由な方へのFAXによる
お問い合わせ受付番号

0120-722-251

3月・4月の『ひばり』

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--|----|-------|------|----------------|-----|-------|
| ★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。 | | | | 3月29日 | 30日 | 31日 |
| | | | | ひばり休み 浜通り配布 | | ひばり休み |
| 4月1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 |
| | | ひばり休み | 茶話会 | ひばり休み 浜通り配布 | | ひばり休み |
| 8日 | 9日 | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 |
| | | ひばり休み | 版画教室 | ひばり休み 浜通り配布 | | ひばり休み |

問い合わせ

交流ルーム ひばり
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時
月 午前10時～正午

被災自治体 問い合わせ先一覧

| 市町村名 | 電話番号 | 以下の町は役場機能が移転しています。 |
|------|--------------|------------------------------------|
| 南相馬市 | 0244-22-2111 | 双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4) |
| 浪江町 | 0240-34-2111 | |
| 双葉町 | 0246-84-5200 | |
| 富岡町 | 0240-22-2111 | |
| いわき市 | 0246-22-1111 | |
| 郡山市 | 024-924-2491 | |

三条市に避難している 世帯数と人数(2018.3.28現在)

| 市町村名 | 世帯数 | 人数 |
|--------|-----|----|
| 小高区 | 21 | 51 |
| 原町区 | 4 | 7 |
| 南相馬市 計 | 25 | 58 |
| 浪江町 | 6 | 15 |
| 双葉町 | 3 | 5 |
| 富岡町 | 1 | 1 |
| いわき市 | 1 | 5 |
| 郡山市 | 4 | 9 |
| 合計 | 40 | 93 |